

京都市小児慢性特定疾病審査会条例施行規則を公布する。

平成26年12月26日

京都市長 門川 大作

京都市規則第59号

京都市小児慢性特定疾病審査会条例施行規則

京都市小児慢性特定疾病審査会の庶務は、保健福祉局において行う。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 京都市小児慢性特定疾患対策審査会規則は、廃止する。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)